



平成 27 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッカトー
代 表 者 名 代表取締役社長 西 村 隆
(コード5367 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 土 井 祐 二
電 話 番 号 0 7 2 - 2 3 8 - 3 6 4 1

定款一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 7 日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」に関し、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 145 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、監査を担う者に取締役会の議決権を付与することにより、監査機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものであります。

平成 27 年 5 月 1 日に施行された会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は本総会終結のときをもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u>	第 1 章 総則 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>

<p><u>(4)</u> 会計監査人</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (報酬等)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>13</u>名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (報酬等)</p>
---	--

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条 （略）

（新設）

第5章 監査役及び監査役会

（員数）

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

（選任方法）

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役1名を選定する。

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条 （同左）

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（削除）

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(新設)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の4日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委

<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第39条 (報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条 (略)</p> <p>第44条 (新設)</p>	<p><u>員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条 (同左)</p> <p>第33条 (報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第35条 (同左)</p> <p>第38条</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成27年6月19日
 定款変更の効力発行日 平成27年6月19日

以上